

横浜市港北区指定管理者選定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、横浜市港北区公の施設の指定管理者の指定に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、横浜市港北区指定管理者選定委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 指定管理者になろうとするものから提出された事業計画書その他の書類を審査し、その施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認められるものを選定し、その結果を区長に報告すること。
(2) その他、区長から諮問のあった事項を審議すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、港北区所管の公の施設の指定管理者になろうとするもの及び現に指定管理者であるものと利害関係を有しない有識者、学識経験者、及び区民その他区長が必要と認める者を区長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱した日から、横浜市港北区公の施設にかかる指定管理者が指定された日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選出する。
3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第7条 委員会は、会議を開催したときは、その都度、議事録を作成しなければならない。
2 委員会は議事録を確認する委員を、あらかじめ選出しておくことができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長が委員会における審議に必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見又説明を求めることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。
2 委員は、公募に参加した、あるいはしようとする者に関与してはならない。また、委員が関与する者が公募に参加した事が判明したときは、委員会は委員が関与した者を選考対象外とする。
3 委員は、選考のうえで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、指定管理者に移行を予定する公の施設の所管課において処理する。

(その他)

第11条 委員長は、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(付則)

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。
横浜市港北区指定管理者選定委員会設置要綱（平成15年11月7日制定）
は廃止する。
- 2 この要綱は、平成17年9月30日から施行する。
港北区指定管理者選定委員会設置要綱（平成17年3月22日制定）、港北
区区民施設作業部会設置要綱（平成17年3月22日制定）及び港北区福祉施
設作業部会設置要綱（平成17年3月22日制定）は廃止する。
- 3 この要綱は、平成20年6月19日から改正する。